

北陸農政局経営・事業支援部長 殿

経営局経営政策課長

令和 6 年能登半島地震発生に伴う各種補助事業等における地域計画の「農業を担う者」の取扱いについて

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項に基づく地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」といいます。）について、同法に基づく農業経営基盤強化促進基本構想を定めている市町村は令和 7 年 3 月末までに策定することとされています。これに伴い、農業経営基盤強化準備金制度（以下「準備金制度」といいます。）の適用について、令和 7 年 4 月以降、地域計画において「農業を担う者」として記載されていることが必須の要件となります。また、その他の各種補助事業においても、同様に必須の要件となる場合があります。

しかしながら、令和 6 年能登半島地震の被災市町においては、市町職員が災害対応を優先しなければならない状況、地域の農業者や農地の被害状況等を受け、期限までの策定が難しいものと考えています。

これを踏まえ、下記のとおり取り扱うこととしましたので、御了知の上、石川県に対し周知をお願いします。

記

令和 6 年能登半島地震の被災市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町及び能登町に限ります。）においては、市町職員が災害対応を優先しなければならない状況、地域の農業者や農地の被害状況等を踏まえ、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 3 項の規定により同条第 2 項第 1 号の区域ごとに定められるべき、地域計画における「農業を担う者」の取扱いについて、当面の間、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号農林水産省経営局長通知）に基づき、地域の話合いにより、地域農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」といいます。）等を明確化し、農用地の集積・集約化を進めていく将来ビジョンとして、市町村が公表したもの。）における中心経営体を含むものとし、準備金制度を含む各種補助事業等において、当該中心経営体を同条第 8 項の規定による公告があった地域計画に農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号）第 17 条の規定により「農業を担う者」としてその氏名又は名称が記載されている認定農業者等又は認定農地所有適格法人とし

て取り扱って差し支えありません。

なお、当該被災市町が地域計画を策定した後は、当該地域計画に定めた「農業を担う者」によることとなります。

（注）この税務上の取扱いについては、農林水産省から国税庁に確認済みです。